

2023 令和5年度 業務概要

(令和4年度実績)



目 次

I 児童相談所の概要

1 沿革	1
2 機構及び業務分担(令和5年4月1日現在)	1
3 相談援助の流れ等(令和5年4月1日現在)	2
4 管轄区域の概要	3
5 管轄区域図	3
6 管轄市町村の現況(令和5年3月末現在)	4

II 児童相談所業務の概要

1 児童相談の種別と内容	5
2 相談受理件数の推移	6
3 相談経路別受理状況	6
4 相談種別受理状況	7
5 相談種別の状況	7
6 年齢階層別受理状況	11
7 市町村別受理件数	12
8 相談種別対応件数	13
9 出身地別施設在籍児童数	14
10 判定実施状況	15
11 一時保護状況	17
12 一時保護委託状況	19
13 里親・里子の状況	21
14 ファミリーホーム(小規模居住型児童養育事業)委託児童の状況	23
15 児童虐待相談の状況	24

III 各種事業の実施状況

1 児童虐待防止対策推進事業	28
2 在宅障がい児者巡回療育相談等事業	29
3 児童虐待防止シンポジウム	30
4 子どもの安全・安心ネットワーク推進事業	30
5 講師派遣等の状況	30



表紙「ピアソン記念館」

アメリカ人宣教師のピアソン夫妻が、同邦の建築技師ウィリアム・メレル・ヴォーリズの設計により、1914(大正3)年に建築した西洋館(北見市幸町7丁目)。

1952(昭和27)年から1963(昭和38)年まで、北海道北見児童相談所として使用していた。

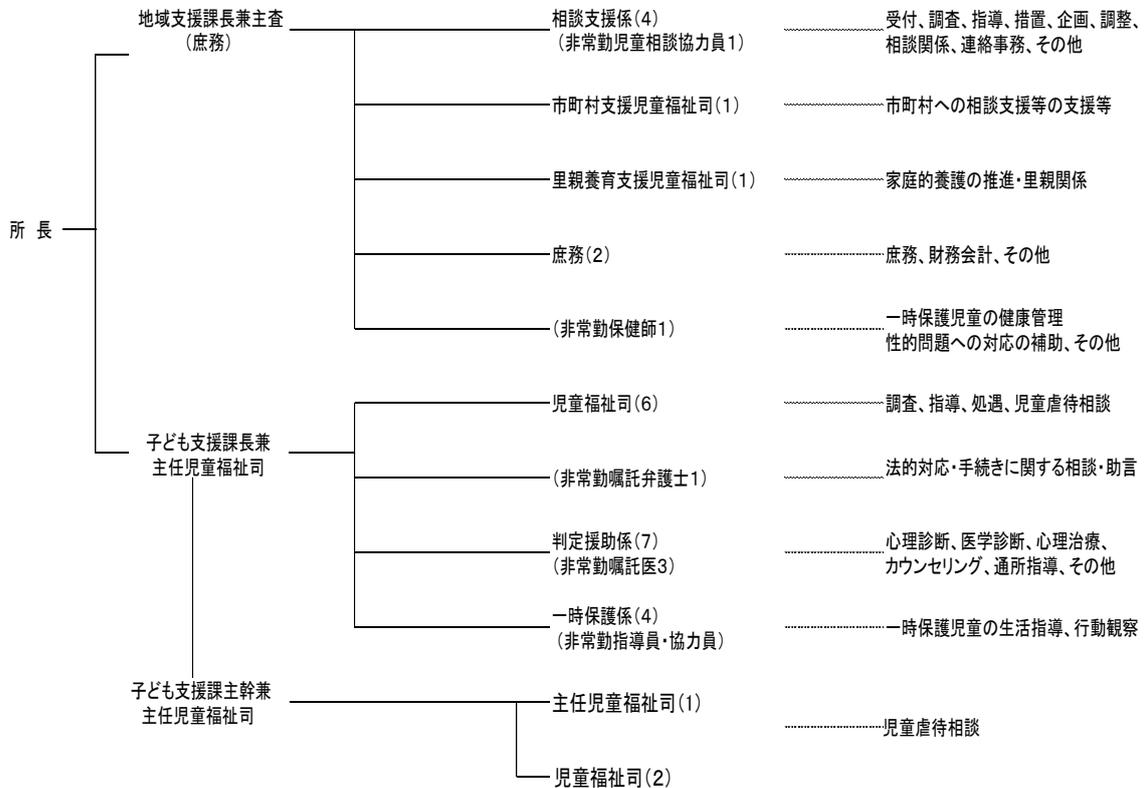
1970(昭和45)年に復元され、1971(昭和46)年から北見市の記念館として開館。1996(平成8)年には北見市指定文化財の指定を受け、2001(平成13)年には「北海道遺産(第1回選定分)」にも選ばれている。

I 児童相談所の概要

1 沿革

昭和 27 年 7 月 22 日	北海道条例第 58 号をもって部局指定
昭和 27 年 10 月 1 日	北見市幸町 245 番地(現ピアソン記念館)にて業務開始
昭和 38 年 11 月 22 日	北見市西富町 120 番地に新築移転
平成 3 年 3 月 22 日	北見市東陵町 36 番地 3 に新築移転
平成 16 年 4 月 1 日	支庁組織機構改正に伴い、「北海道網走保健福祉事務所児童相談部」に北海道北見児童相談所が併置される。
平成 22 年 4 月 1 日	支庁制度改革に伴い、「北海道オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室」に北海道北見児童相談所が併置される。
令和 2 年 4 月 1 日	機構改正に伴い、道の組織機構上の名称としては「保健福祉部北見児童相談所」となる。

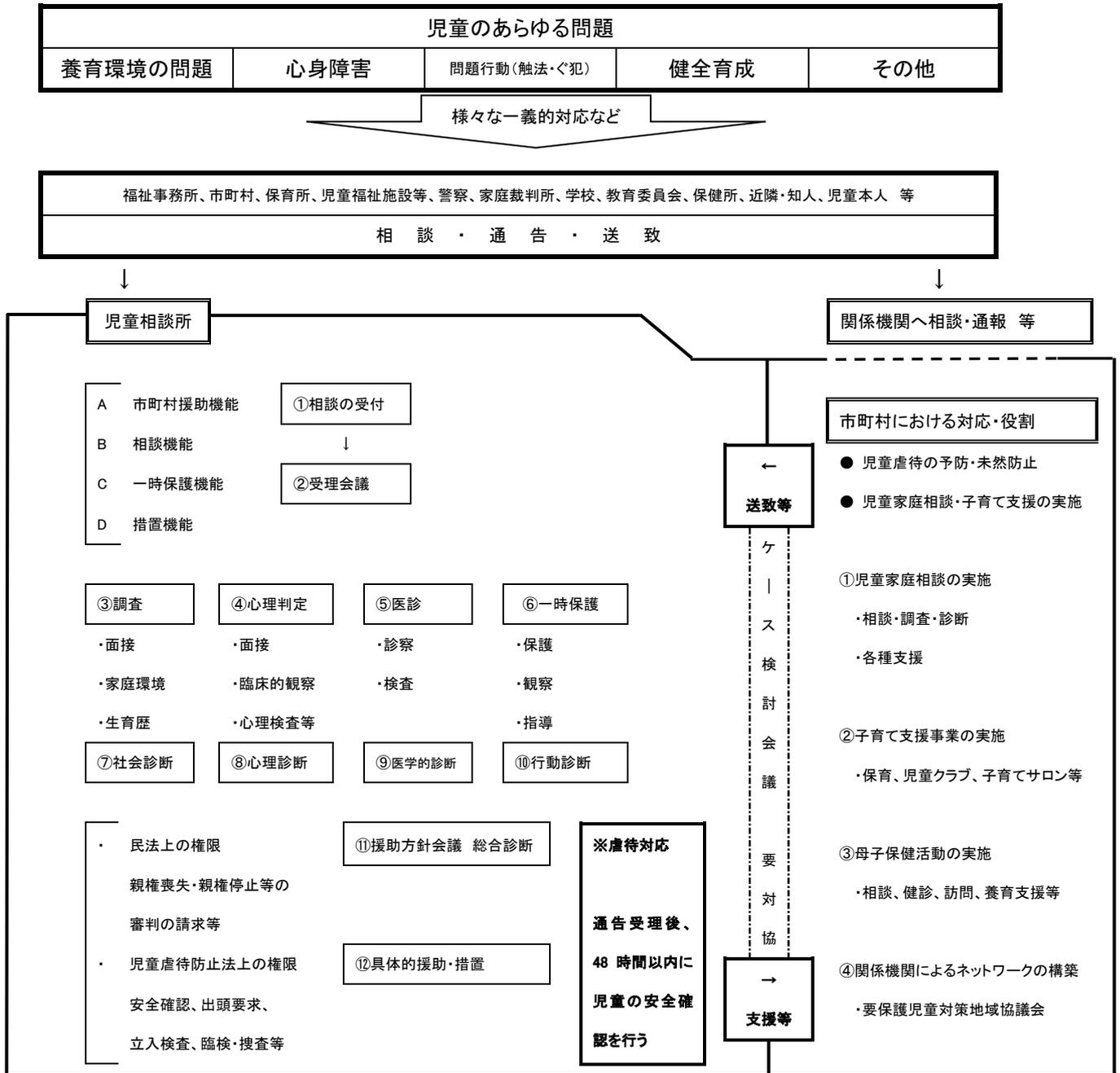
2 機構及び業務分担(令和 5 年 6 月 1 日時点)



3 相談援助の流れ等(令和5年4月1日現在)

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置され、市町村の児童相談業務への援助を行うとともに、児童や家庭等に対する専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、社会診断、医学・心理診断、行動診断を行うほか、これらに基づいた必要な指導・処遇を行う児童福祉行政の専門機関です。

○相談援助の流れ



児童相談所における児童の援助	
★措置によらない援助	<ul style="list-style-type: none"> ・助言指導 ・継続指導 ・他機関あつせん ・児童自立援助ホーム入居(児童自立生活援助事業)
★措置による援助	<ul style="list-style-type: none"> ・訓戒、誓約書の提出 ・児童福祉司等による指導 ・市町村や児童家庭支援センター等による指導(委託) ・里親委託、児童福祉施設入所等 ファミリーホーム、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所への送致、通知等 ・市町村長への送致、通知等 ・家庭裁判所への送致、審判申立等

4 管轄区域の概要

北見児童相談所は、オホーツク総合振興局管内を管轄し、地域は西部を南北に北見山脈、南部を東西に千島火山帯が走り、北東部はオホーツク海と約280kmの海岸線で接しており、3市14町1村に全道総人口(5,139,913人)の約5.1%に当たる約26万5千人の住民が住んでいます。

積雪は少なく、年間平均降水量も800mm前後と全国でも少ない地域で、比較的穏やかな気候ですが、1月下旬から3月下旬にかけての冬期間は、沿岸部ではオホーツク海特有の流氷に覆われ、また、内陸部では大陸性気候のため激しい温度差が生じます。

総面積は10,691km²と全道面積の12.8%を占め、うち農地と山林部分が全体の77%に達します。

多彩な畑作と酪農を主体とする農業、全道で最も広い森林面積を有する林業、オホーツク海及びサロマ湖・能取湖等の湖沼を中心とした漁業の第1次産業と、地場資源活用型の農水産加工業・林業工業等の第2次産業を主産業としています。

また、世界的にも貴重な原始の自然をそのまま残す「世界自然遺産知床」をはじめ、阿寒国立公園・網走国立公園・天塩岳道立自然公園・斜里岳道立自然公園・5つの自然休養林等、森と湖の調和した風光明媚な自然が豊富で、観光資源に恵まれています。

5 管轄区域図



6 管轄市町村の現況

区分 市町村名	世帯数	人口	児童人口	児童の割合	認定こども園	保育所		幼稚園	子育て支援センター	学校								児童館・児童センター	児童福祉施設	自立援助ホーム	ファミリーホーム
						認可保育所	へき地保育所			小学校	特別支援学級	中学校	特別支援学級	義務教育学校	特別支援学級	高等学校	特別支援学校				
令和5年3月末 住民基本台帳																					
北見市	61,571	112,305	14,185	12.6%	26	13	5	7	8	22	20	13	13	1	1	8	1	18	2	-	-
網走市	17,750	32,805	4,135	12.6%	6	2	5	2	2	9	8	6	6	-	-	2	2	5	-	-	1
紋別市	11,530	20,225	2,316	11.5%	4	3	2	1	1	6	5	3	3	-	-	1	2	5	-	-	-
美幌町	9,333	17,930	2,097	11.7%	2	2	3	1	1	3	3	2	2	-	-	1	-	1	1	-	-
津別町	2,164	4,142	410	9.9%	1	-	-	-	1	1	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-
斜里町	5,438	10,802	1,450	13.4%	1	2	2	-	1	2	2	1	1	1	1	1	-	1	-	-	-
清里町	1,735	3,784	521	13.8%	-	2	-	1	1	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-
小清水町	2,026	4,454	602	13.5%	-	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
訓子府町	2,064	4,567	616	13.5%	1	-	-	-	1	2	2	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-
置戸町	1,372	2,638	315	11.9%	1	1	-	-	1	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-
佐呂間町	2,373	4,689	563	12.0%	-	1	2	-	1	3	3	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-
遠軽町	9,846	18,288	2,217	12.1%	3	6	1	1	2	8	7	7	7	-	-	1	1	3	3	1	-
湧別町	3,833	7,853	909	11.6%	2	2	-	-	1	4	3	1	1	2	2	1	-	2	-	-	-
滝上町	1,322	2,344	237	10.1%	1	-	-	-	1	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
興部町	1,776	3,557	496	13.9%	-	2	-	1	-	2	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-
西興部村	652	1,020	113	11.1%	-	-	-	-	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
雄武町	2,234	4,162	489	11.7%	1	1	-	-	1	3	2	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-
大空町	3,037	6,703	928	13.8%	2	-	-	-	1	2	2	2	2	-	-	1	-	1	-	-	-
市部	90,851	165,335	20,636	12.5%	36	18	12	10	11	37	33	22	22	1	1	11	5	28	2	0	1
町村部	49,205	96,933	11,963	12.3%	15	20	9	5	15	36	33	23	23	3	3	12	1	12	4	1	0
合計	140,056	262,268	32,599	12.4%	51	38	21	15	26	73	66	45	45	4	4	23	6	40	6	1	1

※ 児童人口は、各市町村から回答を得た数。

※ 学校数は、分校及び定時制を含む令和5年4月1日現在の数。

※ 認定こども園数、保育所数、子育て支援センター数、幼稚園数、児童館・児童センター数は、令和5年4月1日現在の数。

Ⅱ 児童相談所業務の概要

※令和4年度の全ての件数については、速報値である。

1 児童相談の種別と内容

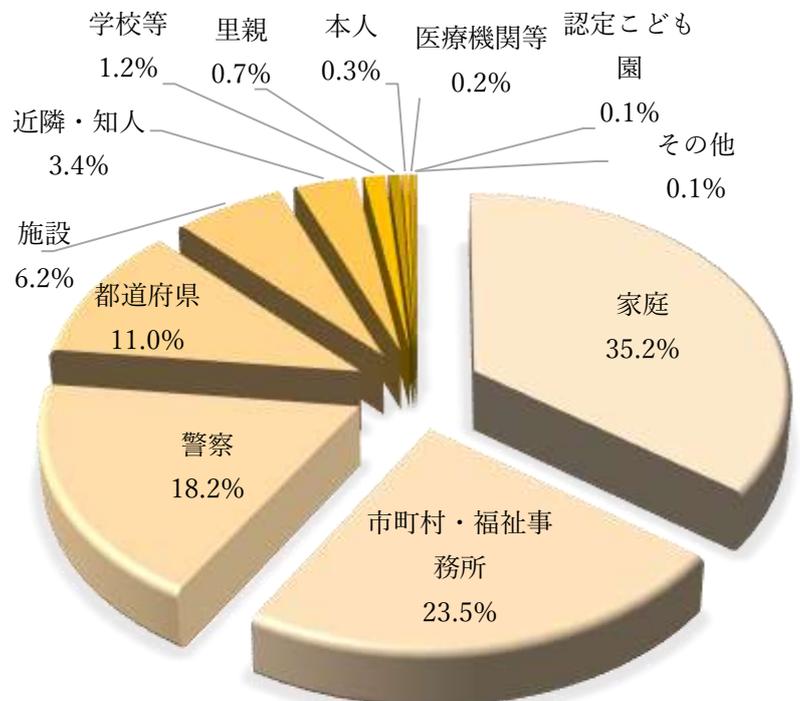
種 類		内 容
養 護 相 談	虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待: 生命・健康に危険のある身体的な暴行 ・性的虐待: 性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆 ・心理的虐待: 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者間、家族間に対する暴力 ・ネグレクト: 養育の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等養育環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談		未熟、虚弱、ツベルクリン反応陽転、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視覚聴覚障がい等を有する子どもに関する相談
	言語発達障害等 相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談 <p>ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う</p>
	重症心身障害相談	重症心身障がい等を有する子どもに関する相談
	知的障害相談	知的障がい等を有する子どもに関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談 <p>受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する</p>
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園、認定こども園、保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談 <p>非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う</p>
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

2 相談受理件数の推移(件)



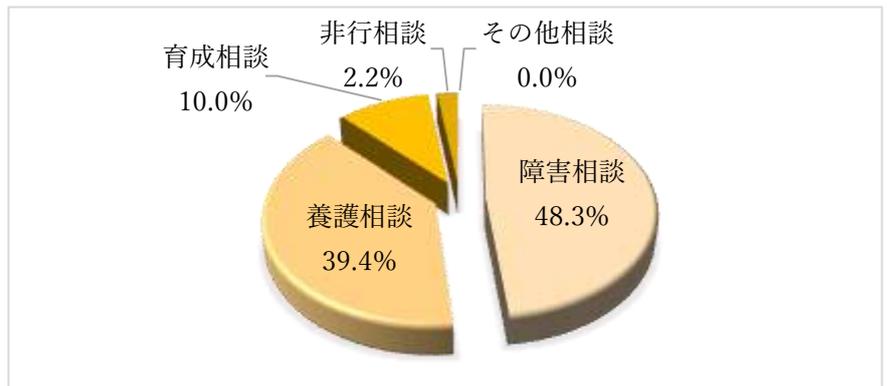
3 相談経路別受理状況(件)

都道府県	135
市町村・福祉事務所	288
施設	76
児童家庭支援センター	0
認定こども園	1
警察	223
家庭裁判所	0
医療機関等	3
学校等	15
里親	8
児童委員	8
家庭	432
近隣・知人	42
本人	4
その他	1
計	1,228



4 相談種別受理状況(件)

養護相談	456
障害相談	559
非行相談	26
育成相談	116
その他相談	0
計	1,157

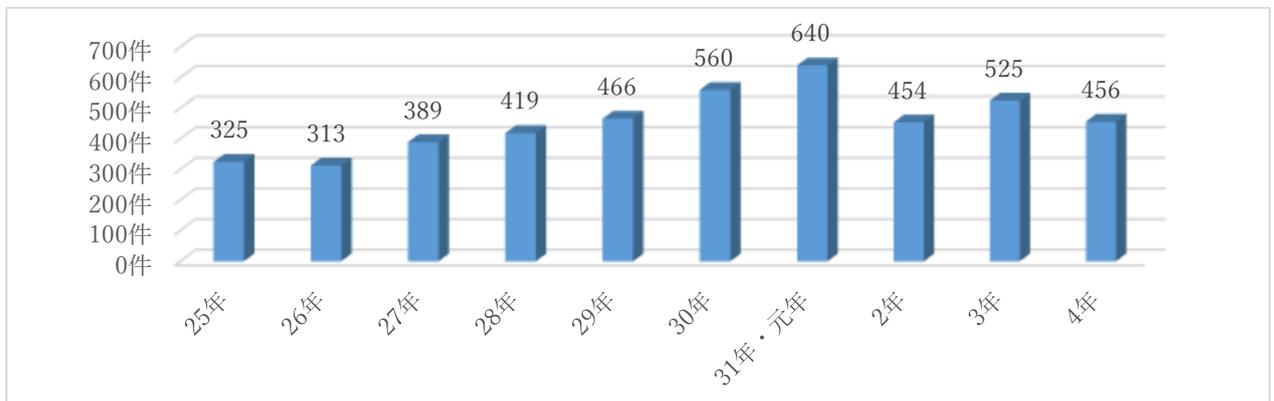


5 相談種別の状況

(1) 養護相談

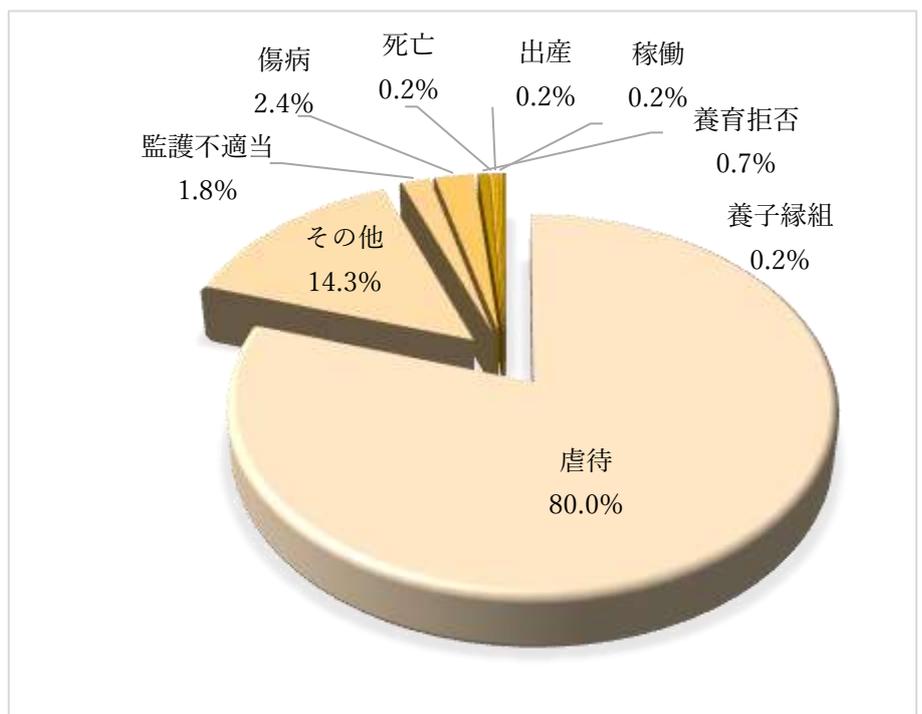
ア 受理件数の推移(件)

25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年・元年	2年	3年	4年
325	313	389	419	466	560	640	454	525	456



イ 細目別受理状況 (件)

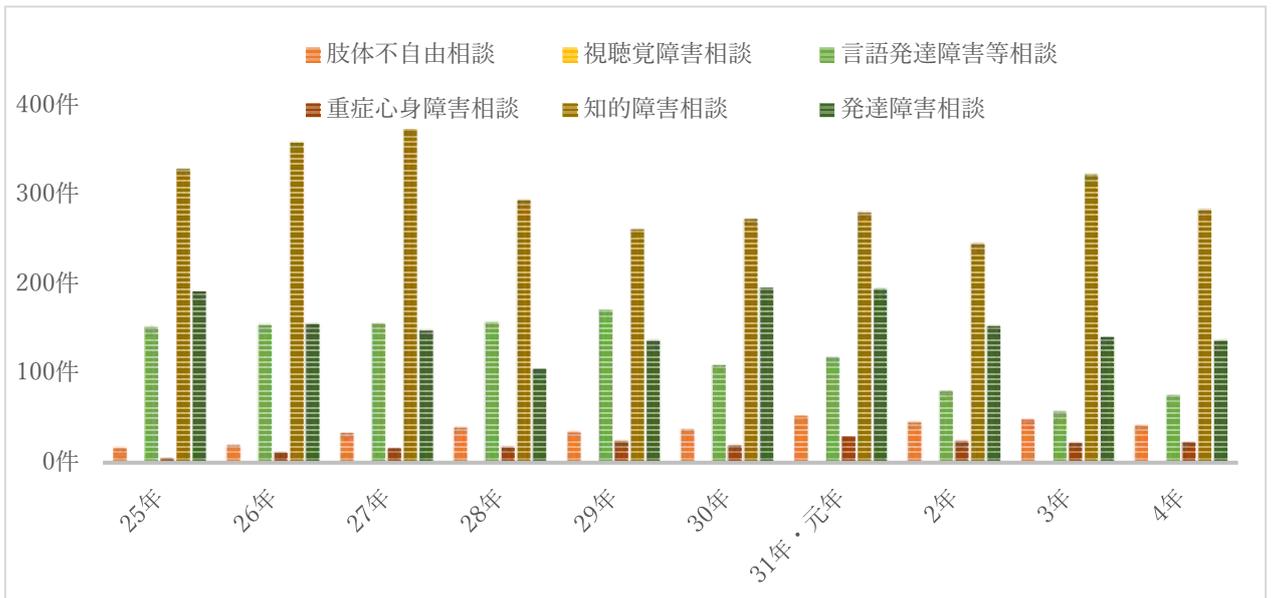
家出	0
死亡	1
離婚	0
傷病	11
出産	1
心身障害	0
稼働	1
受刑	0
迷い子	0
虐待	365
養育拒否	3
監護不適當	8
養子縁組	1
その他	65
計	456



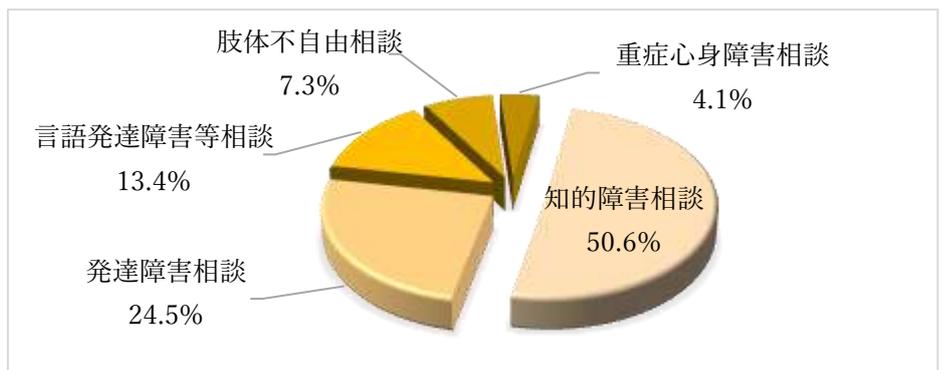
(2) 障害相談

ア 受理件数の推移(件)

	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年・ 元年	令和 2年	3年	4年
肢体不自由相談	16	19	33	39	34	37	52	45	48	41
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	152	154	156	157	171	109	118	80	57	75
重症心身障害相談	4	11	16	17	24	19	29	24	22	23
知的障害相談	329	359	373	294	261	273	280	245	323	283
発達障害相談	192	155	148	105	137	196	195	153	141	137
計	693	698	726	612	627	634	674	547	591	559

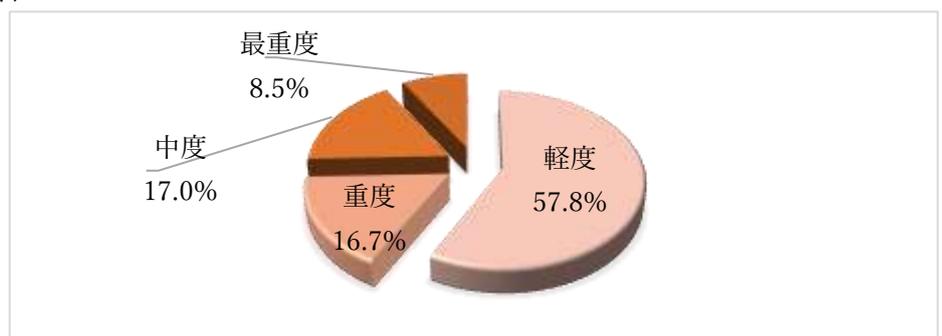


イ 相談の割合



ウ 知的障害相談細目内訳(件)

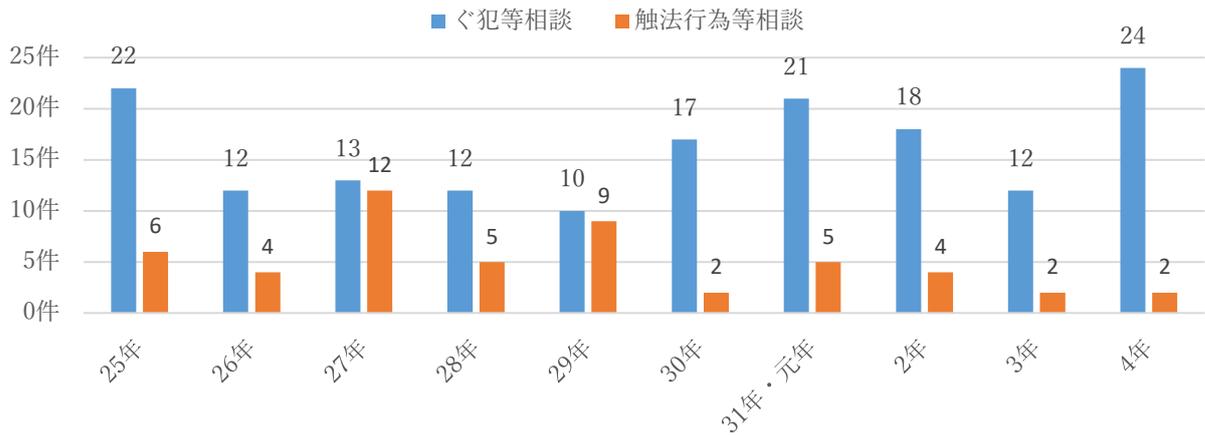
軽度	163
中度	48
重度	47
最重度	24
その他	1
計	283



(3) 非行相談

ア 受理件数の推移(件)

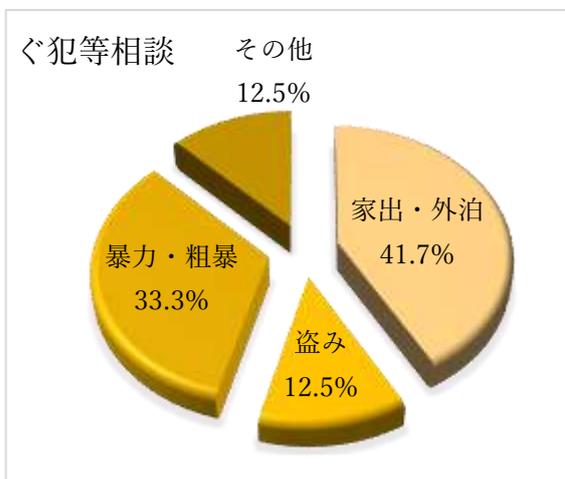
	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年・ 元年	令和 2年	3年	4年
ぐ犯等相談	22	12	13	12	10	17	21	18	12	24
触法行為等相談	6	4	12	5	9	2	5	4	2	2
計	28	16	25	17	19	19	26	22	14	26



イ 細目別内訳(件)

ぐ犯等相談	
家出・外泊	10
盗み	3
暴力・粗暴	8
薬物乱用	0
性的問題	0
放火・弄火	0
その他	3
計	24

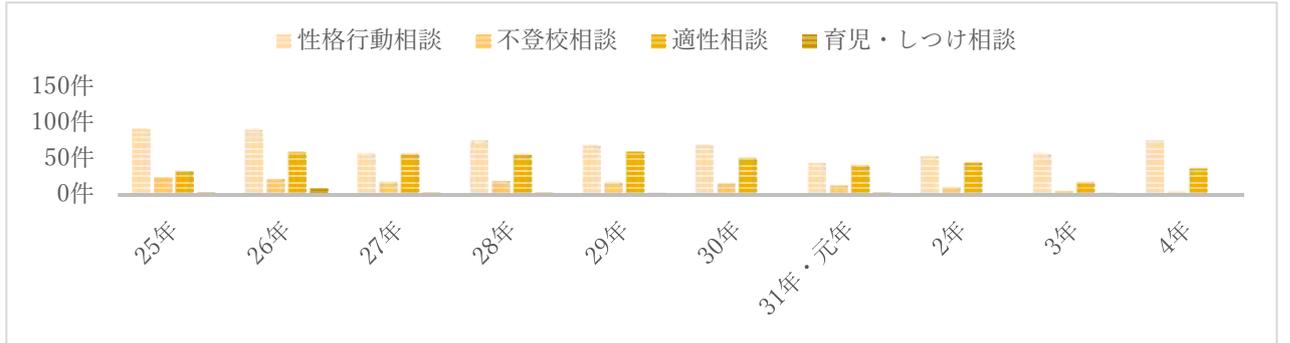
触法行為等相談	
盗み	0
暴力・粗暴	1
薬物乱用	0
性的問題	1
放火・弄火	0
その他	0
計	2



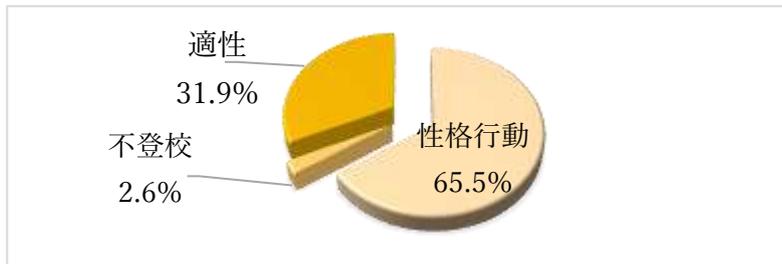
(4) 育成相談

ア 受案件数の推移(件)

	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年・ 元年	令和 2年	3年	4年
性格行動相談	92	91	58	76	69	70	44	54	57	76
不登校相談	24	22	18	19	17	16	13	10	5	3
適性相談	33	59	57	56	60	51	41	45	17	37
育児・しつけ相談	3	8	2	2	1	0	2	0	1	0
計	152	180	135	153	147	137	100	109	80	116

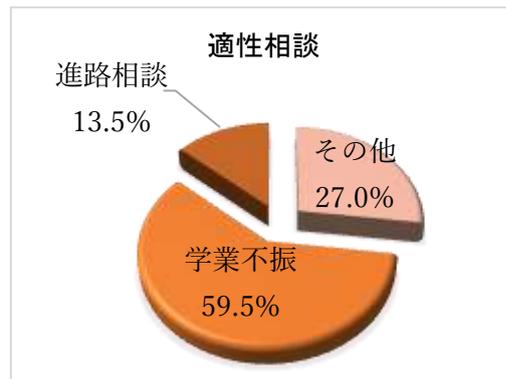
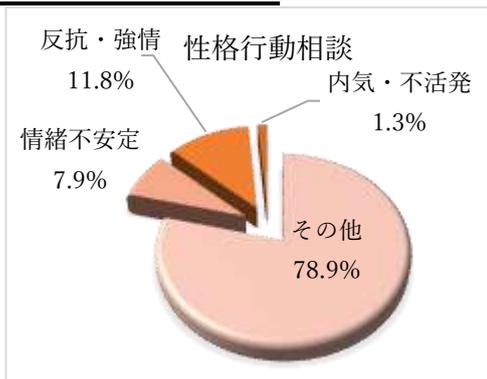


イ 相談割合



ウ 細目別内訳

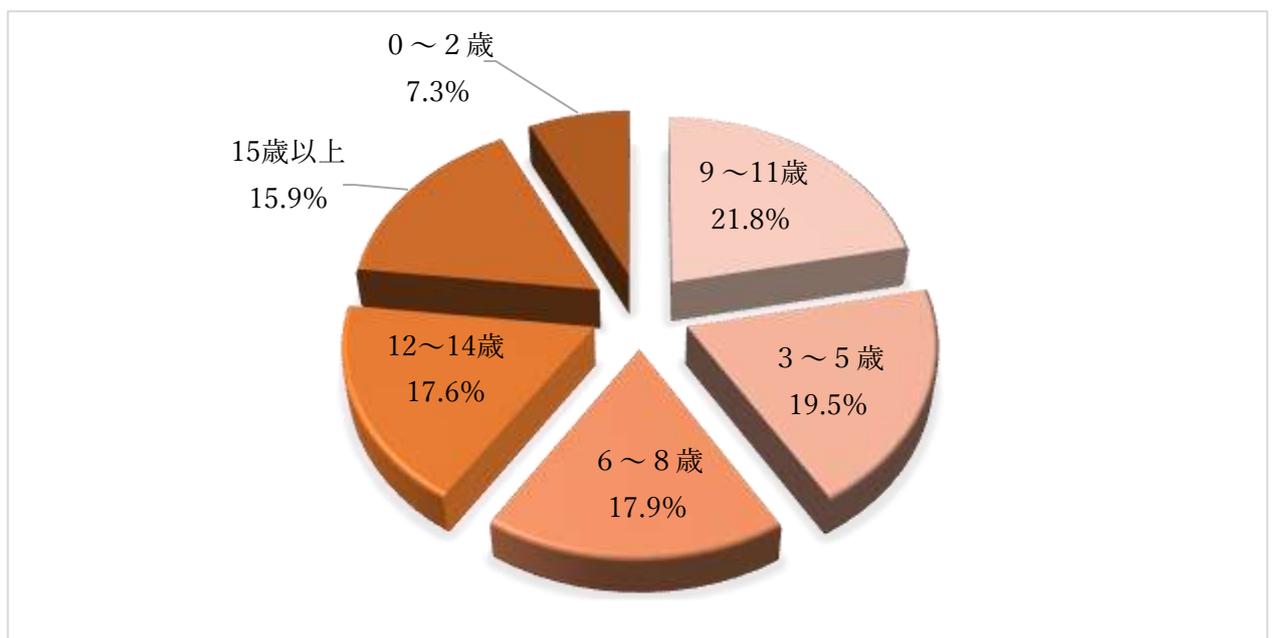
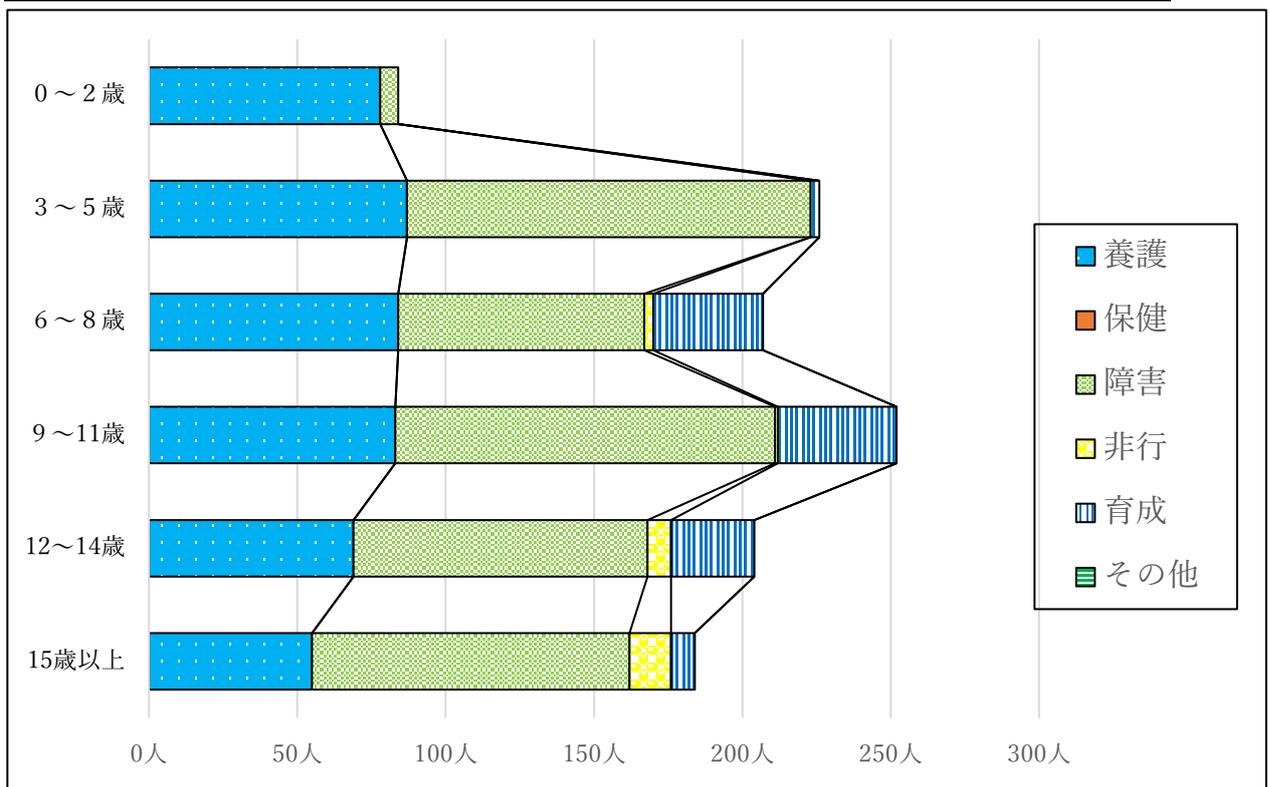
性格行動相談		不登校相談		適性相談	
内気・不活発	1	登校拒否	3	進路相談	5
反抗・強情	9	その他	0	学業不振	22
情緒不安定	6	計	3	その他	10
習癖等	0			計	37
その他	60				
計	76				



6 年齢階層別受理状況

(1) 件数

	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
0～2歳	78	0	6	0	0	0	84
3～5歳	87	0	136	0	3	0	226
6～8歳	84	0	83	3	37	0	207
9～11歳	83	0	128	1	40	0	252
12～14歳	69	0	99	8	28	0	204
15歳以上	55	0	107	14	8	0	184
計	456	0	559	26	116	0	1,157



7 市町村別受理件数

	養護相談	保健相談	障害相談							非行相談			育成相談					その他相談	合計
			肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐ犯等相談	触法行為等相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	小計		
北見市	215	-	14	-	45	13	128	50	250	14	-	14	48	-	9	-	57	-	536
網走市	21	-	3	-	3	5	29	11	51	3	2	5	10	2	2	-	14	-	91
紋別市	48	-	3	-	1	-	21	13	38	-	-	-	3	-	2	-	5	-	91
美幌町	12	-	3	-	1	-	15	3	22	-	-	-	-	-	2	-	2	-	36
津別町	-	-	-	-	-	-	7	2	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
斜里町	20	-	-	-	9	-	13	6	28	-	-	-	2	-	1	-	3	-	51
清里町	6	-	-	-	2	-	5	6	13	-	-	-	1	-	1	-	2	-	21
小清水町	1	-	-	-	5	-	6	3	14	-	-	-	3	-	2	-	5	-	20
訓子府町	8	-	-	-	-	-	5	2	7	-	-	-	-	-	1	-	1	-	16
置戸町	2	-	-	-	-	-	3	2	5	-	-	-	2	-	1	-	3	-	10
佐呂間町	3	-	5	-	1	2	6	2	16	-	-	-	2	-	-	-	2	-	21
遠軽町	21	-	7	-	6	1	13	11	38	1	-	1	2	-	8	-	10	-	70
湧別町	19	-	-	-	1	-	8	11	20	-	-	-	1	1	2	-	4	-	43
滝上町	8	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
興部町	18	-	1	-	-	1	6	2	10	2	-	2	2	-	3	-	5	-	35
西興部村	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
雄武町	25	-	4	-	1	-	8	4	17	1	-	1	-	-	3	-	3	-	46
大空町	13	-	1	-	-	1	9	6	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
管外	16	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	19
居所不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市部	284	-	20	-	49	18	178	74	339	17	2	19	61	2	13	-	76	-	718
町村部	156	-	21	-	26	5	105	63	220	4	-	4	15	1	24	-	40	-	420
合計	456	-	41	-	75	23	283	137	559	24	2	26	76	3	37	-	116	-	1,157
割合%	39%	0%	4%	0%	6%	2%	24%	12%	48%	2%	0%	2%	7%	0%	3%	0%	10%	0%	100%

8 相談種別対応件数

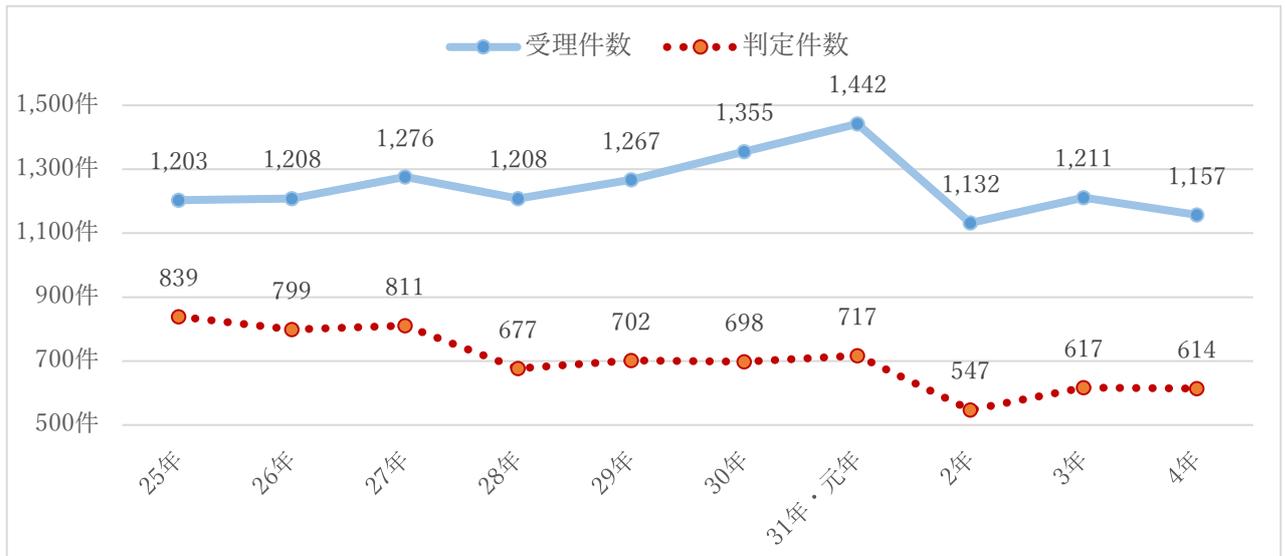
	対 応 件 数 (年 度 中)													計	(再掲) 障害児入所施設への利用契約	未処 遇件数 (年度末現在)
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 入 所	(フ ア ミ リ ー ホ ー ム 含 む) 里 親 委 託	指 定 医 療 機 関 委 託	市 町 村 通 知 等	家 庭 裁 判 所 送 致	在 所 期 間 延 長	児 童 自 立 生 活 援 助 の 実 施	そ の 他			
養護相談	406	15	6	-	8	18	9	-	1	-	9	2	9	483	-	23
保健相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肢体不自由相談	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	44	-
視聴覚障害相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
言語発達障害相談	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	7
重症心身障害相談	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
知的障害相談	278	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	3	9	17	14
発達障害相談	132	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	3	5	2	10
ぐ犯行為等相談	20	2	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-
触法行為等相談	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
性格行動相談	73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	5
不登校相談	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
適性相談	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	5
しつけ相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
計	1,091	17	8	-	9	18	9	-	9	-	9	2	24	1,196	63	71

9 出身地別施設在籍児童数（令和5年3月31日現在）

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	障害児入所施設								指定医療機関		計	特掲 年度中親子入院
					旧知の障害児施設		旧肢体不自由児施設 ・本入院		旧肢体不自由児療護施設		旧重症心身障害児施設					
					措置	利用契約	措置	利用契約	措置	利用契約	措置	利用契約	措置	利用契約		
北見市	-	19	1	1	8	2	1	2	-	-	-	1	-	2	37	14
網走市	-	11	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	4
紋別市	-	5	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1
美幌町	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-
津別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
斜里町	-	1	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
清里町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小清水町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訓子府町	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
置戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐呂間町	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	3
遠軽町	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	7	5
湧別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滝上町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興部町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
西興部村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雄武町	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5
大空町	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-
管外	-	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
居所不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市部	-	35	1	1	13	2	1	2	-	-	-	1	-	2	58	19
町村部	-	3	2	-	13	-	-	2	-	-	-	1	-	1	22	14
合計	-	41	3	2	27	2	1	4	-	-	-	2	-	3	85	33
割合%	0%	48%	4%	2%	32%	2%	1%	5%	0%	0%	0%	2%	0%	4%	100%	

10 判定実施状況

(1) 判定件数の推移(件)



(2) 相談種別判定件数(件)

	受理件数	判定件数	判定率
養護相談	456	30	7%
肢体不自由相談	41	0	0%
視聴覚障害相談	0	0	-
言語発達障害相談	75	72	88%
重症心身障害相談	23	5	22%
知的障害相談	283	274	97%
発達障害相談	137	132	96%
ぐ犯行為等相談	24	3	13%
触法行為等相談	2	0	0%
性格行動相談	76	58	76%
不登校相談	3	2	67%
適性相談	37	38	102.7%
しつけ相談	0	0	0%
その他	0	0	0%
計	1,157	614	53.1%

(3) 判定書交付状況(件)

特別児童扶養手当認定診断	80
障害児福祉手当認定	21
教育機関との連携	237
就学支援委員会	34
医療機関との連携	141
療育機関との連携	40
幼稚園入園・保育所入所に関する判定証明等	0
転居に伴う療育手帳証明	17
障害基礎年金	11
施設訓練等福祉サービス利用	9
家庭での養育の参考	50
その他	22
計	662

(4) 心理療法実施状況(件)

心理療法名	創作活動	0
	音楽療法	0
	遊戯療法	0
	心理面接(カウンセリング)	0
	心理教育	8
	性教育	0
	どならない子育て練習法	0
	その他	0
計	8	

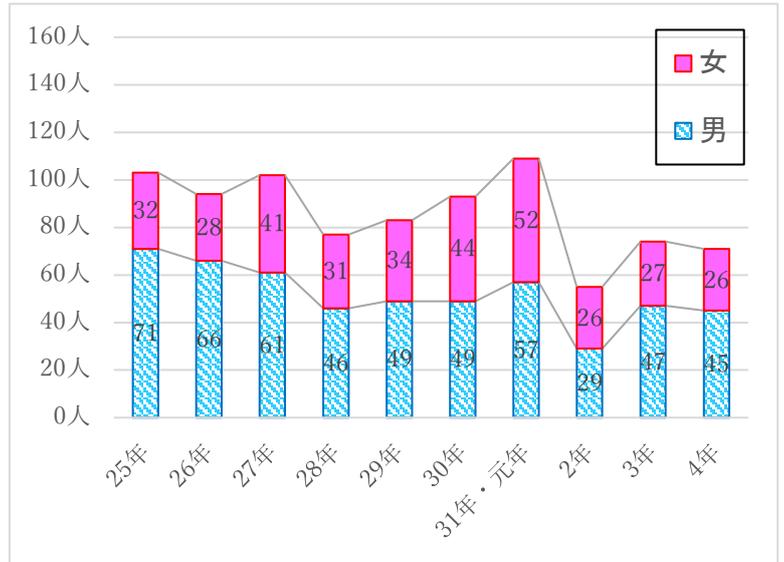
(5) 心理検査実施状況(件)

知能検査	田中ビネー式知能検査	218
	WPPSI-Ⅲ	4
	WISC-Ⅳ	224
	WISC-Ⅴ	2
	WAIS-Ⅳ	26
	KABC-Ⅱ	1
	DAM	2
	計	477
発達検査	新版 K 式発達検査 2001	12
	新版 K 式発達検査 2020	126
	KIDS	20
	S-M 社会生活能力検査	167
	遠城寺	8
	計	333
人格検査	バウムテスト	196
	P-F スタディ	12
	ロールシャッハテスト	12
	KFD	3
	SCT	1
	HTP	2
	計	226
その他	概念発達検査	18
	随意運動	1
	エゴグラム	2
	BGT	145
	PSI	9
	TSCC-A	5
	TK 式 DEL	2
	スリーハウス	1
	UCLA 外傷後ストレスインデック	1
	CCP	2
	FDT	2
	計	188
合計	1,224	

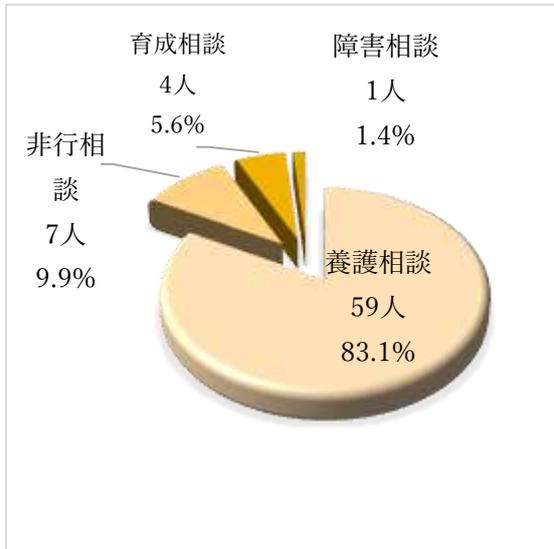
11 一時保護状況(延べ人員)

(1) 男女別人数推移(人)

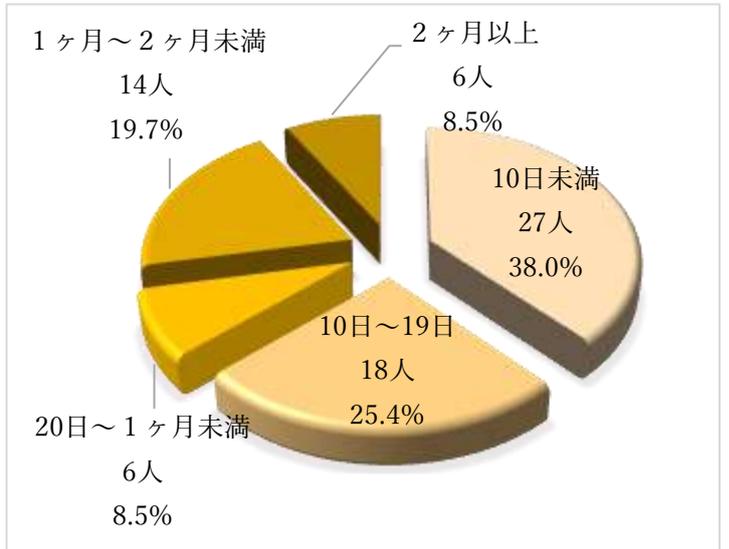
	男	女	計
25年	71	32	103
26年	66	28	94
27年	61	41	102
28年	46	31	77
29年	49	34	83
30年	49	44	93
31年・元年	57	52	109
2年	29	26	55
3年	47	27	74
4年	45	26	71



(2) 相談種別保護児童状況



(3) 保護期間別保護児童状況

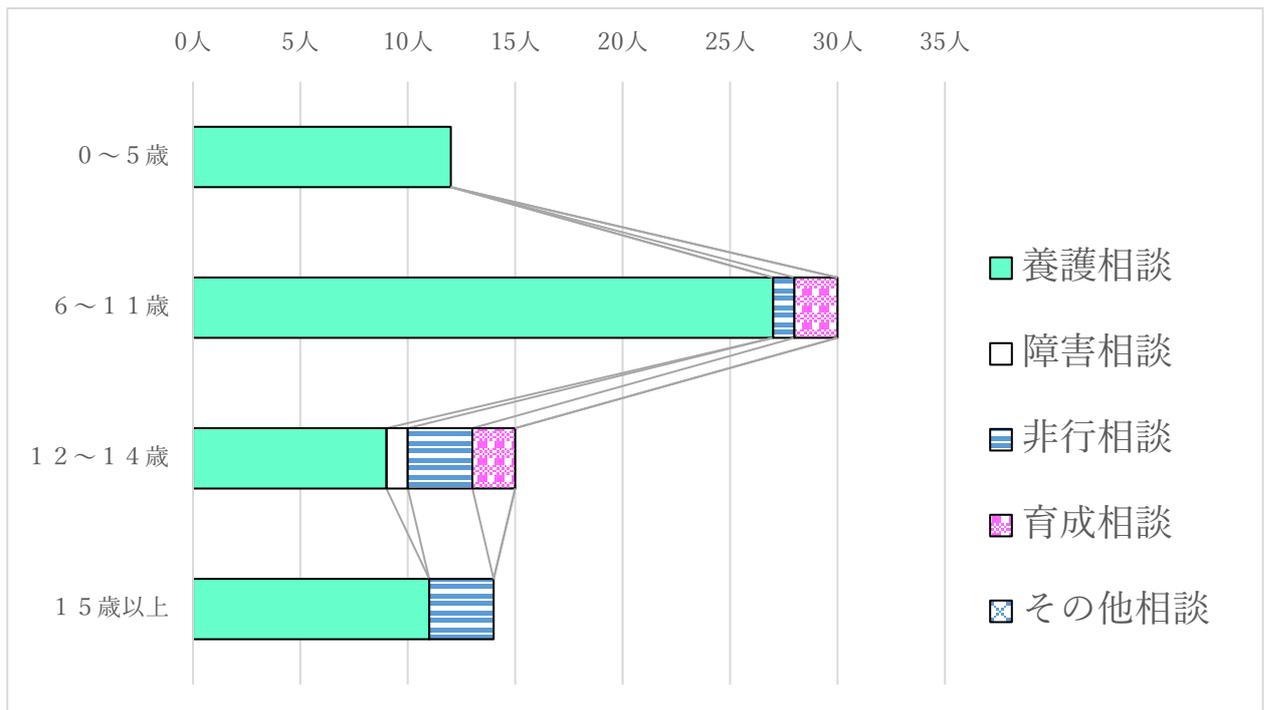


(4) 処遇状況(人)

	家庭復帰	施設活用	里親委託	他の児童相談所・ 機関に移送	その他	未措置	計
養護相談	25	9	4	3	15	3	59
障害相談	1	0	0	0	0	0	1
非行相談	6	0	0	0	1	0	7
育成相談	0	0	0	0	3	1	4
その他相談	0	0	0	0	0	0	0
計	32	9	4	3	19	4	71
比率	45.1%	12.7%	5.6%	4%	26.8%	5.6%	

(5) 年齢階層別保護状況(人)

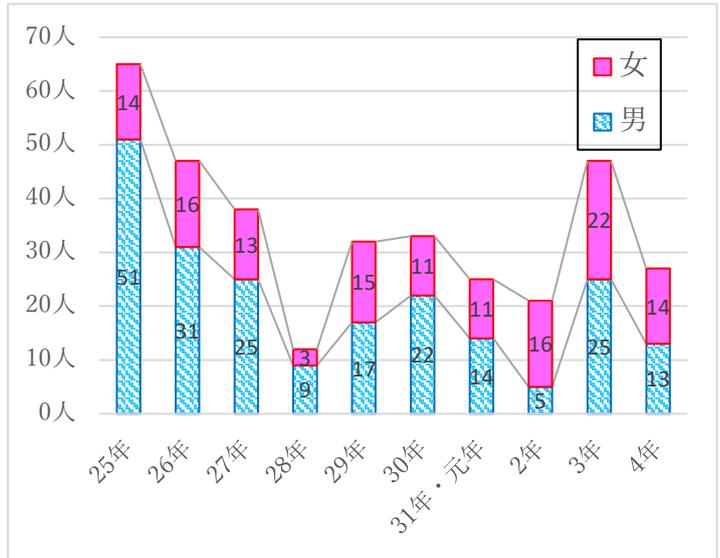
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
養護相談	12	27	9	11	59
障害相談	0	0	1	0	1
非行相談	0	1	3	3	7
育成相談	0	2	2	0	4
その他相談	0	0	0	0	0
計	12	30	15	14	71
比率	16.9%	42.3%	21.1%	19.7%	



12 一時保護委託状況(延べ人員)

(1) 男女別人数推移(人)

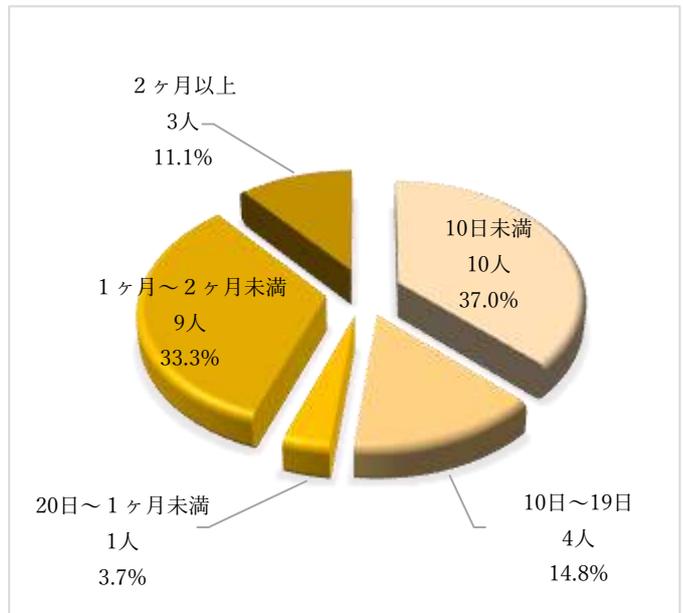
	男	女	計
25年	51	14	65
26年	31	16	47
27年	25	13	38
28年	9	3	12
29年	17	15	32
30年	22	11	33
31年・元年	14	11	25
R2年	5	16	21
3年	25	22	47
4年	13	14	27



(2) 相談種別保護児童状況



(3) 保護期間別保護児童状況

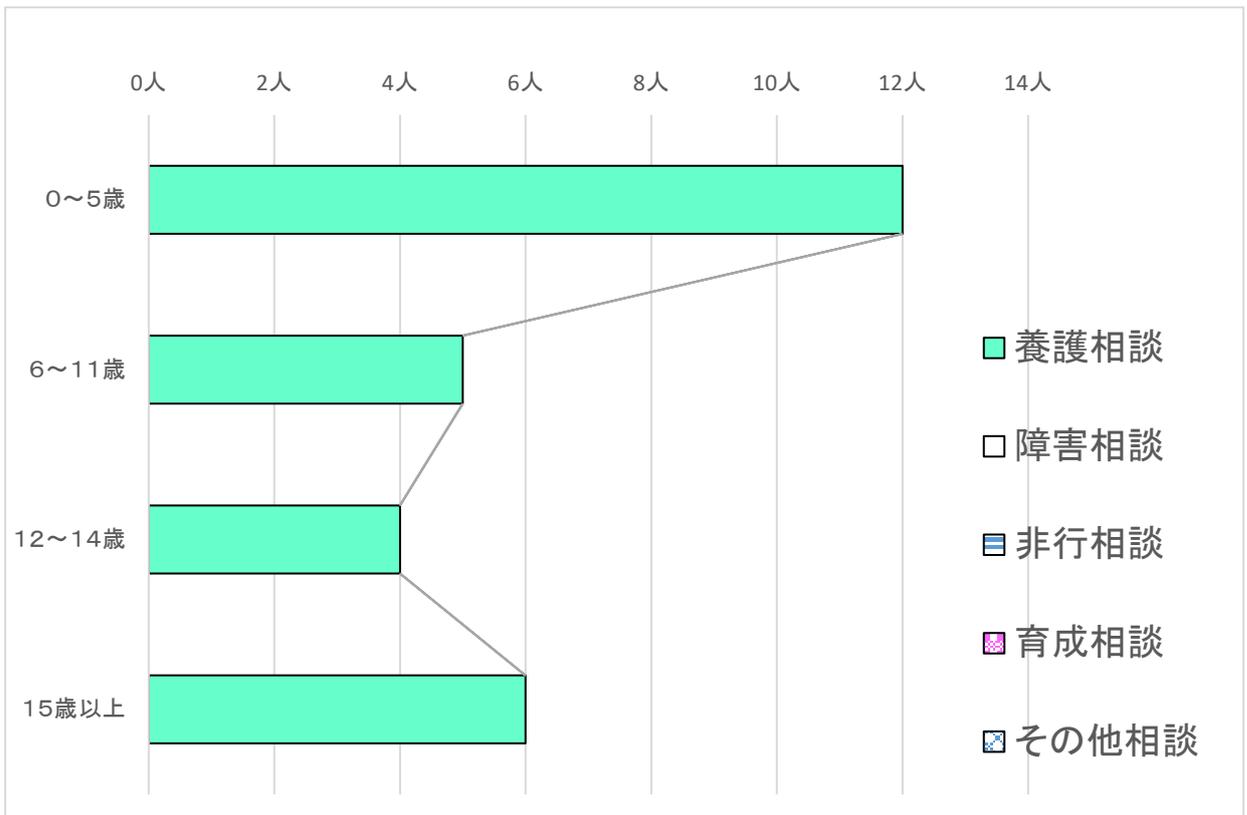


(4) 処遇状況(人)

	家庭復帰	施設活用	里親委託	その他	未措置	計
養護相談	10	3	3	10	1	20
障害相談	0	0	0	0	0	0
非行相談	0	0	0	0	0	0
育成相談	0	0	0	0	0	0
その他相談	0	0	0	0	0	0
計	10	3	3	10	1	27
比率	37.0%	11.1%	11.1%	37.0%	3.7%	

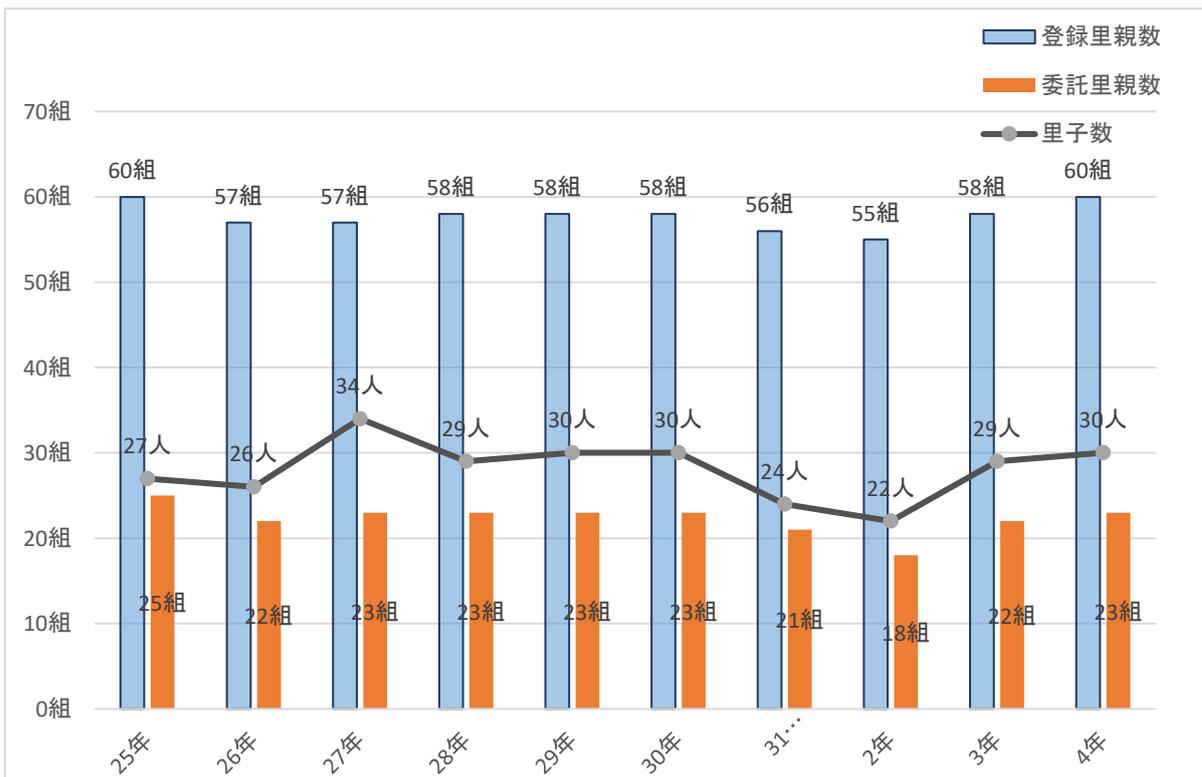
(5) 年齢階層別保護状況(人)

	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
養護相談	12	5	4	6	27
障害相談	0	0	0	0	0
非行相談	0	0	0	0	0
育成相談	0	0	0	0	0
その他相談	0	0	0	0	0
計	12	5	4	6	27
比率	44.4%	18.5%	14.8%	22.2%	



13 里親・里子の状況(各年度末)

(1) 里親・里子数の推移



(2) 市町村別里親里子の状況

市町村名	登録里親	委託里親	里子
北見市	20 組	11 組	13 人
網走市	10 組	4 組	4 人
紋別市	5 組	0 組	0 人
美幌町	4 組	1 組	1 人
津別町	3 組	0 組	0 人
斜里町	2 組	1 組	2 人
清里町	1 組	1 組	3 人
小清水町	1 組	0 組	0 人
訓子府町	2 組	2 組	3 人
置戸町	0 組	0 組	0 人

市町村名	登録里親	委託里親	里子
佐呂間町	0 組	0 組	0 人
遠軽町	5 組	1 組	1 人
湧別町	1 組	0 組	0 人
滝上町	2 組	1 組	1 人
興部町	1 組	0 組	0 人
西興部村	0 組	0 組	0 人
雄武町	1 組	0 組	0 人
大空町	2 組	1 組	2 人
計	60 組	23 組	30 人
市再掲	35 組	15 組	17 人
町村再掲	25 組	8 組	13 人

指導依頼を受けている児童 2人(旭川1、岩見沢1)

(3) 年度内委託児童の相談別分類(人)

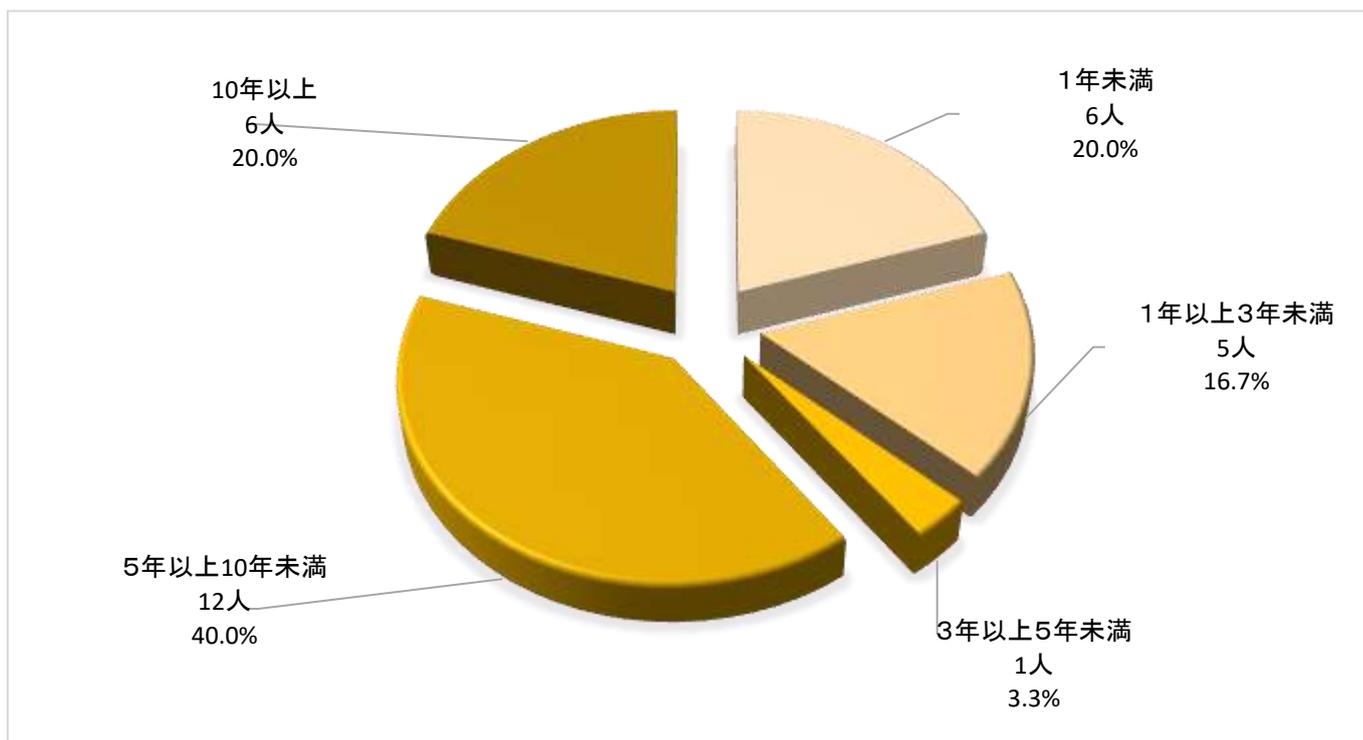
障害	0
虐待	6
監護不適當	1
出産	0
その他	2
計	9

(4) 委託解除理由(人)

養子縁組	1
児童福祉施設入所	0
就職	0
満年齢到達	1
家庭引き取り	1
その他	1
計	4

(5) 委託期間(人)

1年未満	6
1年以上3年未満	5
3年以上5年未満	2
5年以上10年未満	12
10年以上	6
計	30

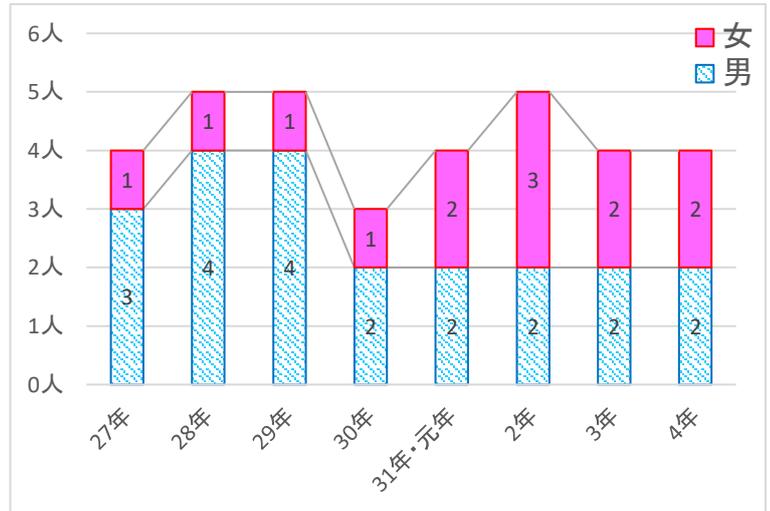


14 ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)委託児童の状況(各年度末)

オホーツク総合振興局管内は1ヶ所・定員6人

(1) 委託児童の推移

	男	女	計
H27年	3	1	4
28年	4	1	5
29年	4	1	5
30年	2	1	3
31年・元年	2	2	4
R2年	2	3	5
3年	2	2	4
4年	2	2	4



(2) 年齢階層別委託状況(人)

	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生 (各種学校含)	その他	計
男	0	1	1	0	0	0	2
女	0	0	2	0	0	0	2
計	0	1	3	0	0	0	4

(3) 年度内委託児童の相談別分類(人)

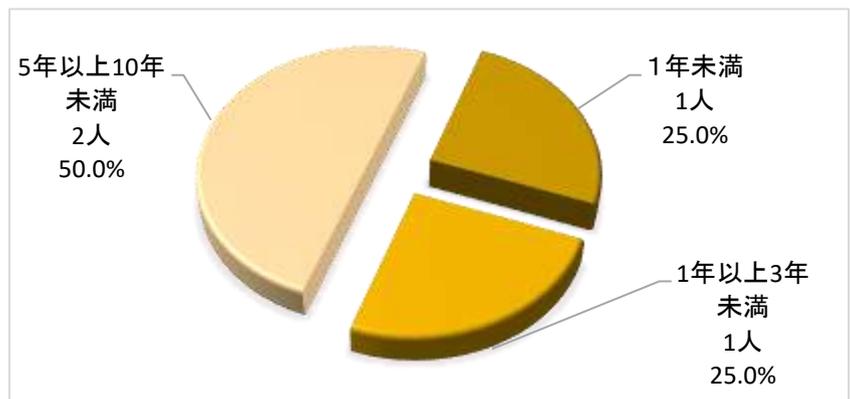
障害	0
虐待	1
監護不相当	0
出産	0
その他	0
計	1

(4) 委託解除理由(人)

他里親に委託	0
児童福祉施設入所	0
就職	0
家庭引取	1
満年齢	0
その他	0
計	1

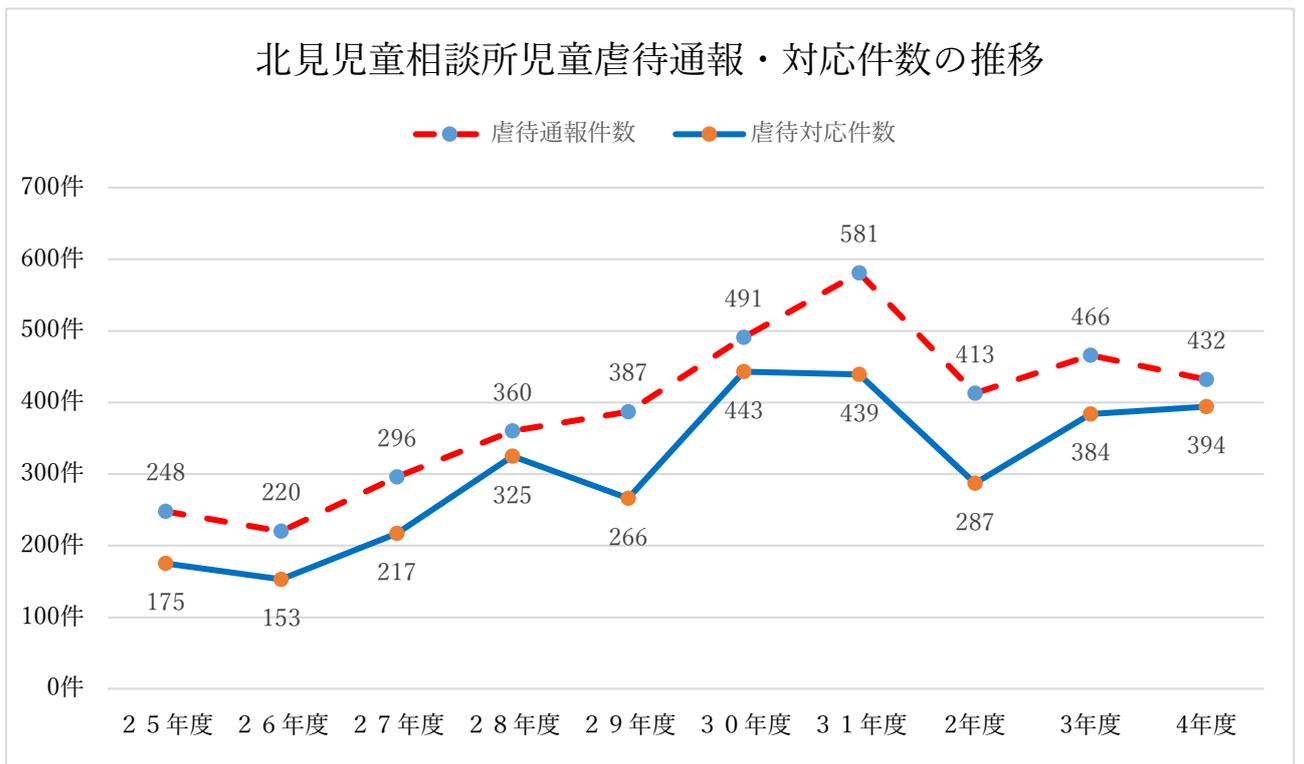
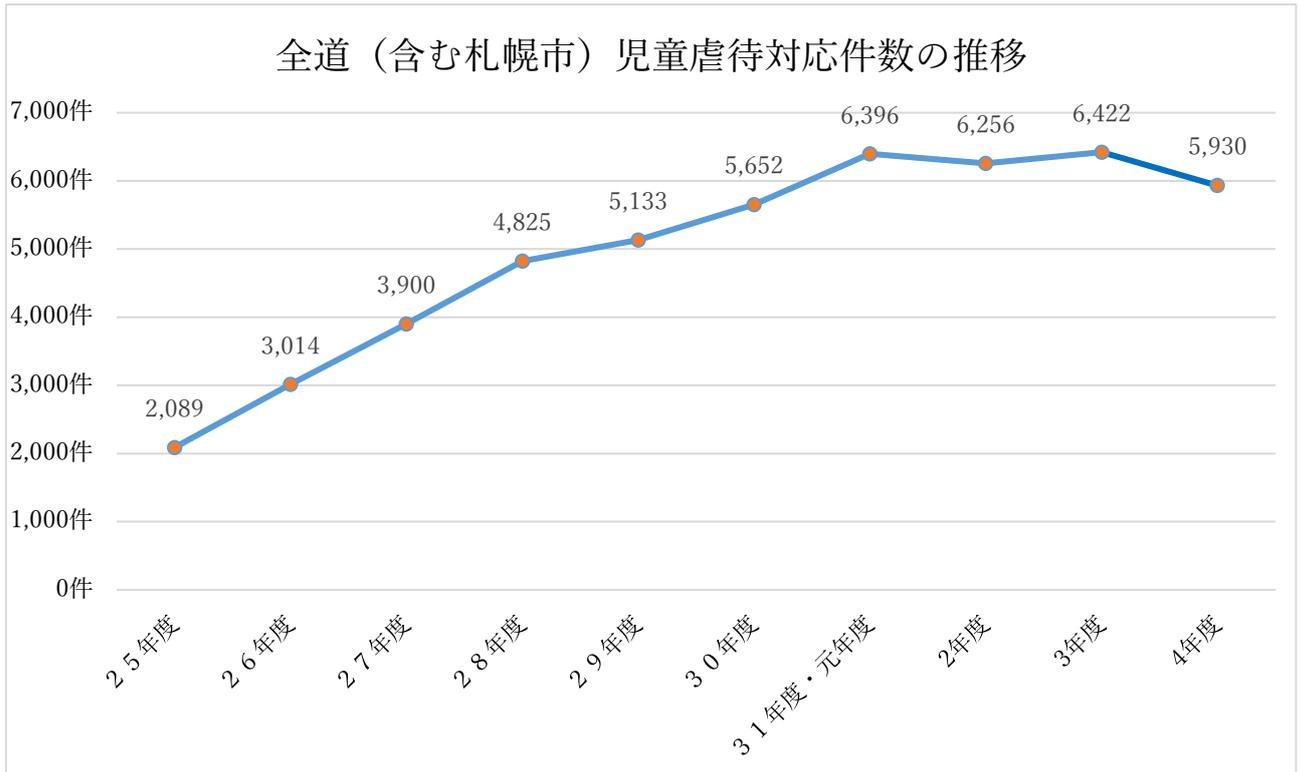
(5) 委託期間(人)

1年未満	1
1年以上3年未満	1
3年以上5年未満	0
5年以上10年未満	2
10年以上	0
計	4



15 児童虐待相談の状況

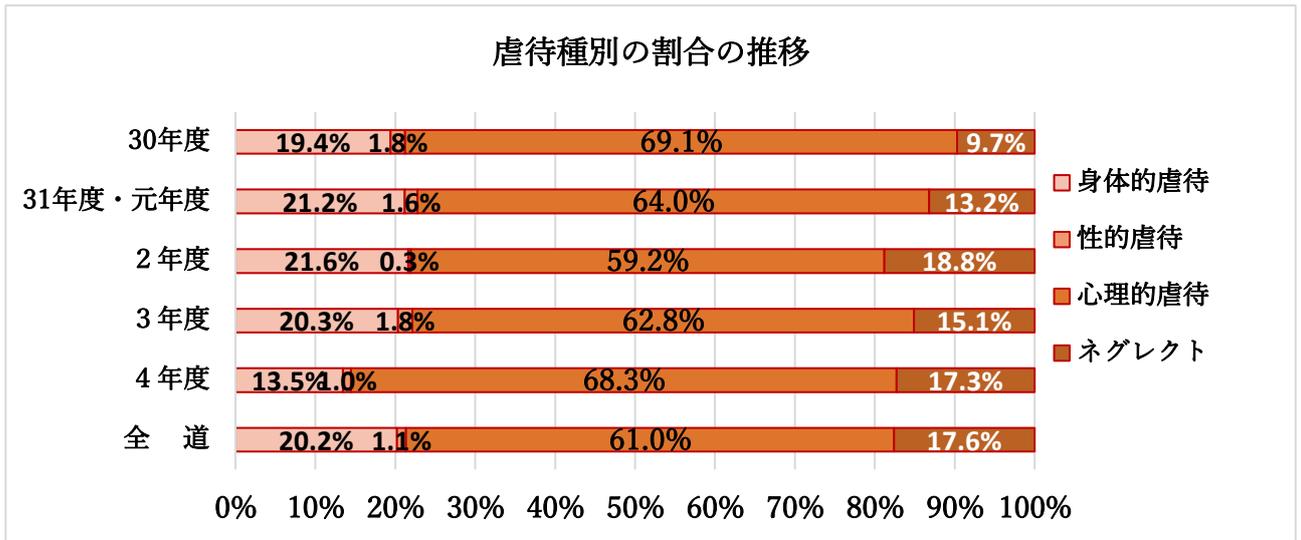
(1) 虐待に関する通報・対応件数の推移



※ 「虐待通報件数」は、虐待を受けたと思われる、またはその心配があるとしての相談や通告等の件数です。
また、「虐待対応件数」は、通報件数のうち、調査等の結果、虐待と判断された件数です。

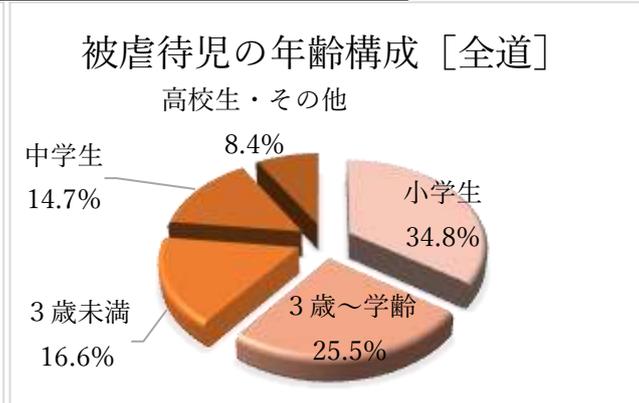
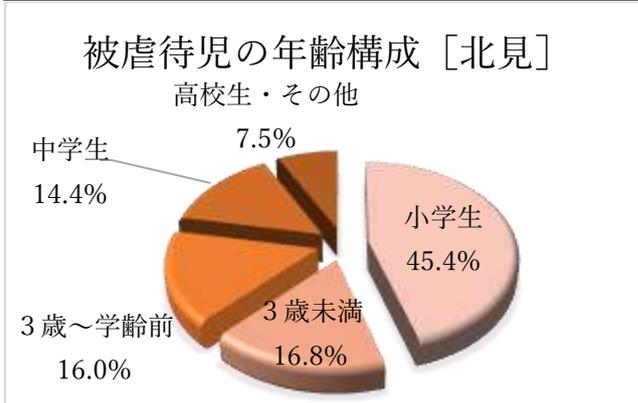
(2) 虐待種別の推移(件)

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 ・ 元年度	令和 2年度	3年度	4年度	【参考】 全道 (R4)
身体的虐待	28	22	43	63	64	86	93	62	78	53	1,198
性的虐待	1	0	0	7	4	8	7	1	7	4	68
心理的虐待	97	94	133	221	161	306	281	170	241	263	3,620
ネグレクト	49	37	41	34	37	43	58	54	58	68	1,044
計	175	153	217	325	266	443	439	287	384	388	5,930



(3) 年齢別内訳(件)

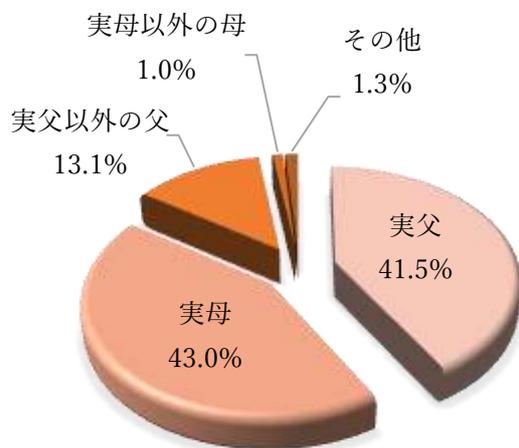
	計	被虐待児の年齢				
		3歳未満	学 齢 前	3歳 ～	小 学 生	中 学 生
身体的虐待	53	3	7	25	15	3
性的虐待	4	0	1	1	2	0
心理的虐待	263	55	43	115	30	20
ネグレクト	68	7	11	35	9	6
計	388	65	62	176	56	29
【参考】全道	5,930	985	1,511	2,064	872	498



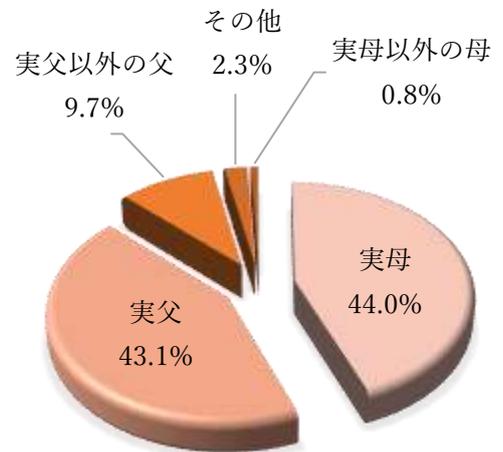
(4) 主な虐待者別内訳(件)

	計	主な虐待者				
		実父	実母	実父以外の父	実母以外の母	その他
身体的虐待	53	25	18	8	1	1
性的虐待	4	3	0	1	0	0
心理的虐待	263	120	95	42	3	3
ネグレクト	68	13	54	0	0	1
計	388	161	167	51	4	5
【参考】全道	5,930	2,556	2,612	578	46	138

主な虐待者の割合 [北見]



主な虐待者の割合 [全道]

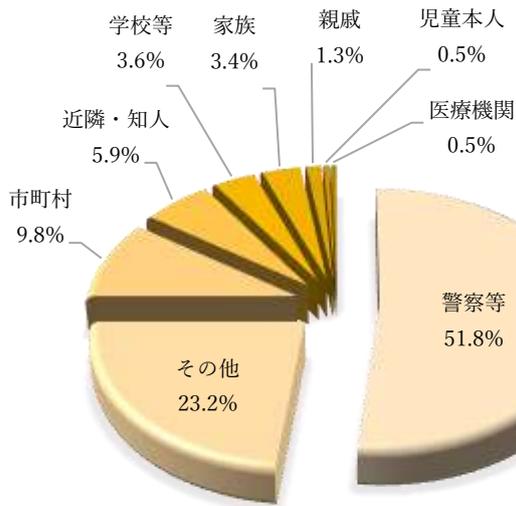


(5) 通告者別内訳(件)

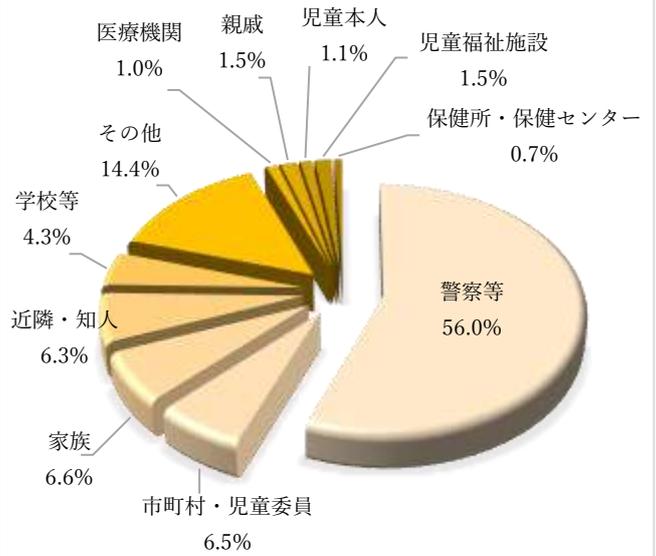
	計	児童委員等 市町村	児童福祉施設等	警察等	保健所	医療機関	学校等	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他
身体的虐待	53	18	0	10	0	0	10	5	1	3	0	6
性的虐待	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
心理的虐待	263	4	0	170	0	2	2	7	3	11	2	62
ネグレクト	68	14	0	21	0	0	2	1	1	9	0	20
計	388	38	0	201	0	2	14	13	5	23	2	90
【参考】全道	5,930	388	90	3,319	42	62	256	392	90	372	64	855

※ 「その他」は、認定こども園、きょうだい受理(通告のあった児童と同居している兄弟姉妹等)など。

通告者別の割合 [北見]



通告者別の割合 [全道]



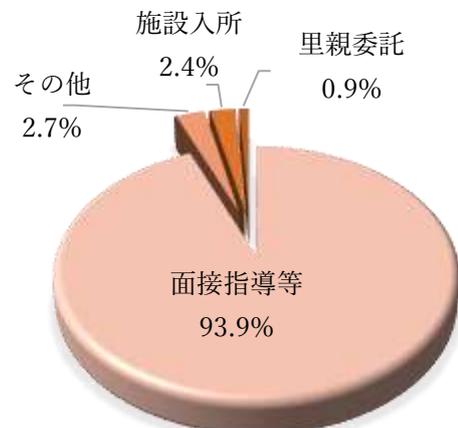
(6) 援助の状況(件)

	計	面接指導等			施設入所					里親委託	その他	
		助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童養護施設	支援施設	児童自立	治療施設	児童心理			入所施設
身体的虐待	53	41	5	0	2	0	0	0	0	0	2	3
性的虐待	4	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0
心理的虐待	263	246	5	4	0	0	0	0	0	0	4	4
ネグレクト	68	58	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0
計	388	346	14	8	6	0	0	1	0	0	6	7
【参考】全道	5,930	5,570			143					54	163	

援助別の割合 [北見]



援助別の割合 [全道]



Ⅲ 各種事業の実施状況

1 児童虐待防止対策推進事業

(1)事業趣旨

児童虐待は、そのほとんどが家庭内で発生するとともに複雑な背景を持つ事例が多く、発見から解決に至るまでに多くの困難を伴うものであることから、市町村、保健所、教育委員会、警察署、小学校、保育所、幼稚園、医師会等、地域の関係機関との連携のもとに、児童虐待の防止や早期発見・解決のための取り組みを行い、児童福祉の向上を図ります。

(2)実施状況

ア 児童虐待対応プロジェクトチーム

児童虐待の効果的な解決を図るため、児童相談所内に、児童虐待の対応について、専門的見地から助言を行う「児童虐待対応プロジェクトチーム」を設置します。

チームは、小児科医、精神科医、弁護士、警察関係者、オホーツク教育局職員及び当所職員で構成し、事例に係る検討会議を行い、問題解決のための取り組み方針を策定します。

イ オホーツク地域要保護児童対策連絡協議会

要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童)や要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)、特定妊婦(児童の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)の早期発見、適切な保護や支援を図るため、「オホーツク地域要保護児童対策連絡協議会」を設置し、関係の行政機関や民間団体等の緊密な連携と相互の協力により、オホーツク地域における子どもの虐待防止及び自立支援を推進します。

委員構成	児童委員、主任児童委員、保育士、教職員、保健師、児童家庭支援センター職員、児童福祉施設職員、弁護士、医師、市町村児童福祉担当職員等
開催日	令和4年(2022年)11月16日(水) 10:30~12:00
開催場所	北見市端野町公民館グリーンホール
内容	行政説明 北見児童相談所地域支援課 児童福祉司(市町村支援) 若狭 裕美 構成機関からの活動報告 (1) 斜里町教育委員会学校教育課スクールソーシャルワーカー (元斜里地域子ども通園センター長) 丸子 義明 氏 (2) 一般社団法人ウイメンズ・きたみ 代表理事 丸山 美奈子 氏

ウ 嘱託医による医学的診断

(ア) 精神科医によるもの…問題を抱える児童や保護者に必要な診断を行い、その処遇に対し児童相談所への助言等を行います。

(イ) 地域協力病院等の医師によるもの…児童の怪我などの診断を行い、児童相談所への助言等を行います。

嘱託医	精神科医1名	小児科医2名
実施回数	0回	5回
診断件数	0件	8件

エ 児童虐待法的対応機能強化事業

嘱託弁護士(非常勤)により、法的対応と手続きに関する相談及び助言、関係者との調整、保護者との面接交渉等の業務を行っています。

オ 移動総合相談室(巡回相談)

当所が、オホーツク管内市町村に出向き、移動総合相談室を開設することにより、市町村児童相談担当職員と具体的な相談対応や相談技術のノウハウを共有し、市町村児童相談担当職員の相談技術の向上を図ります。

実施市町村	管内 18 市町村 ※北見市留辺蘂町を含む
開催回数	78 回
実施件数	195 件

カ 市町村児童相談担当職員研修

市町村の児童相談担当者等に対し、児童福祉、児童虐待、児童相談などについての理論や実践及びケーススタディなどのプログラムによる研修を開催することにより、児童相談技術の向上を図ります。

市町村名	開催年月日	研修内容	講師・助言者
北見市・網走市・ 紋別市・美幌町・ 津別町・斜里町・ 遠軽町・湧別町・ 滝上町・興部町・ 雄武町	令和4年 6月27日	相談対応の実務経験が浅い職員や初めて相談業務に従事する職員に対し講義や演習を行い、資質及び相談技術の向上を図ります。	所長 箭原 信継 主幹 伊藤 嘉章 相談支援課係長 川上 牧恵 児童福祉司(市町村支援) 若狭 裕美 判定援助係長 西森 里絵
①紋別市・遠軽町・ 滝上町・興部町・ 西興部村・雄武町	①令和4年 10月25日	児童虐待の通告受理から終結までの一連の流れや留意点について、講義、演習、集団討論を行い、地域における児童虐待防止や早期発見・解決のための技術の向上を図ります。	主幹 伊藤 嘉章
②網走市・清里町・ 湧別町・大空町	②令和4年 11月1日		
③津別町・置戸町	③令和4年 11月29日		

キ ふれあい心の友訪問援助事業

児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等(メンタル・フレンド)を児童福祉司等の助言・指示のもとに、ひきこもり・不登校児童の家庭に派遣し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図ります。

メンタル・フレンド委嘱者	0 名
派遣回数	0 回

2 在宅障がい児巡回療育相談等事業

専門の医師とともに、在宅の障がい児及び重症心身障がい児の家庭を訪問し、専門的な相談、判定や診断等を行います。

実施市町村	興部町、紋別市、滝上町、湧別町、網走市
実施件数	3 回

3 児童虐待防止シンポジウム

地域全体で児童を守り、児童虐待の早期発見・対応を図るとともに、児童虐待の防止について広く道民や関係機関に周知を図るため、児童虐待防止月間の事業として、旭川児童相談所と交代で実施しています。

令和4年度は北見児童相談所が担当し、集合形式とオンライン（Zoom）配信にて講演会を開催しました。

開催日	令和4年(2022年)11月16日(水) 13:15~15:45
会場	北見市端野町公民館グリーンホール、オンライン(Zoom)
対象者	一般住民、児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、市町村保健・福祉担当職員、地域子育て支援センター職員、保育関係者、児童家庭支援センター職員、児童福祉施設職員、里親、弁護士、教育関係者、医療関係者、警察等
内容	<p>テーマ 「ケアラー」と「ヤングケアラー」はどう違う?! ~ヤングケアラーの早期発見のために必要なこと~</p> <p>講演 「ヤングケアラーとは~その定義と子どもたちを取り残さないために~」 島根大学法文学部法経学科 教授 宮本 恭子 氏</p> <p>活動報告 栗山町福祉課福祉子育てグループ 主幹 宮林 葉月 氏</p> <p>ディスカッション 上記2名及び北見児童相談所子ども支援課長 高島 希</p>

4 子どもの安全・安心ネットワーク推進事業

児童虐待の未然防止体制を一層強化するため、虐待予防ケアマネジメントシステム等において養育困難家庭を早期に把握し、適切に支援できるよう地域関係機関の支援力の向上を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域の見守り機能の強化に向けた包括的なネットワークづくりを推進します。

5 講師派遣等の状況

地域の関係機関が開催する研修会等へ当所職員を派遣して、児童福祉法の趣旨・児童相談・児童虐待の現状・児童相談所の役割等について各種講演を行うことにより、関係機関との連携を密にするとともに、児童問題や児童相談所に対する理解を深め、児童福祉の向上を図ります。

年月日	主催	講演テーマ	参集範囲	派遣講師
令和4年 12月19日	名寄市立大学	子どもの福祉を 取り巻く状況と 行政的課題について	名寄市立大学 社会福祉学科3年生	判定員 中平 小奈未
令和4年 12月21日	北海道 北見柏陽高校	「総合的な探求の時間」 に係る調査活動	柏陽高校1年次生徒	所長 箭原 信継
令和4年 12月22日	オホーツク教育 局	「性的虐待の傾向と早期 発見」と「昨年度の虐待 の傾向」	管内・域内の幼稚園、保育所及び認定 こども園の職員、管内・域内の幼児教育 に関わる市町村、市町村教育委員会職 員	子ども支援課長 高島 希
令和5年 1月12日	美幌町民生委員 児童委員協議会	児童相談の現状につい て	美幌町民生委員児童委員、関係職員	相談支援係長 川上 牧恵
令和5年 1月27日	訓子府町子育て 支援センター	里親制度について	子育て支援センター職員 子育てサークル 「メロンキッズ」会員	児童福祉司 (里親養育支援) 鈴木 亜弥

<案内図>



(交通)

JR北見駅から 約2.3Km



市内バス 約10分 ③番「東陵運動公園線」

大通(バスターミナル)6番乗り場乗車「児童相談所」下車

片道 210円



タクシー 約7分 片道 約900円



徒歩 約35分

2023 令和5年度業務概要(令和4年度実績)

北海道保健福祉部

北見児童相談所

〒090-0061 北見市東陵町36番地3

TEL (0157)24-3498

FAX (0157)24-3558